

2023年10月27日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 小部 博志
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問 合 せ 先 広報宣伝部長 渡邊 啓太
電 話 (075)935-6150

(変更) 株式会社 TAKISAWA に対する公開買付けの条件変更に伴う「株式会社 TAKISAWA (証券コード：6121) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

ニデック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年9月13日、株式会社 TAKISAWA（株式会社東京証券取引所スタンダード市場、証券コード：6121）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に定める公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2023年9月14日から本公開買付けを実施しておりますが、公開買付者は、2023年10月27日、本公開買付けに応募された株券等の総数が、本公開買付けにおける買付予定数の下限である3,193,900株に達したことを確認いたしました。これに伴い、公開買付者は、2023年9月14日付で提出いたしました公開買付届出書（2023年9月21日付及び2023年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、公開買付期間として本日から10営業日の期間が確保されるよう、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）を2023年11月13日まで延長することを決定いたしました。これにより、2023年9月14日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2023年9月13日付「株式会社 TAKISAWA（証券コード：6121）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2023年9月21日付で公表した「（訂正）株式会社 TAKISAWA（証券コード：6121）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正）により訂正された事項、及び、2023年10月10日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「株式会社 TAKISAWA に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更及び公開買付開始公告の変更に関するお知らせ」により変更された事項を含みます。以下同じです。）を一部変更いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。変更箇所には下線を付して表示しております。

記

I. 2023年9月13日付「株式会社 TAKISAWA（証券コード：6121）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更内容

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

【変更前】

(前略)

また、対象者が2023年9月13日付で公表した「ニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者意見表明プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2023年9月13日開催の対象者取締役会において、本覚書の締結を承認するとともに、本公開買付けに賛同し、かつ対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定したとのことです。かかる対象者取締役会の決定の詳細については、対象者意見表明プレスリリース並びに下記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者における意思決定の過程及び理由」及び「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置

及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含みます。）の承認」をご参照ください。

【変更後】

（前略）

また、対象者が2023年9月13日付で公表した「ニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者意見表明プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2023年9月13日開催の対象者取締役会において、本覚書の締結を承認するとともに、本公開買付けに賛同し、かつ対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定したとのことです。かかる対象者取締役会の決定の詳細については、対象者意見表明プレスリリース並びに下記「（2）本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者における意思決定の過程及び理由」及び「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含みます。）の承認」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2023年9月14日から本公開買付けを開始しましたが、2023年10月27日付で、公開買付代理人である三田証券及び本公開買付けの復代理人であるマネックス証券株式会社からの報告により、応募株券等の総数（2023年10月27日11時時点）が4,282,223株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である3,193,900株に達したことを確認したことから、公開買付者は、2023年9月13日付「株式会社TAKISAWA（証券コード：6121）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり（注10②）、公開買付期間として本日から10営業日の期間が確保されるよう、本公開買付期間を2023年11月13日まで延長することを決定いたしました（注10③）。

（注10②）公開買付者は、2023年9月13日付「株式会社TAKISAWA（証券コード：6121）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において、対象者株主の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かの意思表示の機会とは別に、本取引の是非に関する判断（賛否）の機会を提供し、一切の強圧性が解消されるようにすべく、本公開買付期間の末日までに応募株券等の総数が3,193,900株に達した場合には、速やかにその旨を公表したうえで、当該時点から公開買付期間として10営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長することを予定している旨を開示しておりました。

（注10③）公開買付者は、本公開買付期間の延長後に、本公開買付けへの応募者が応募を撤回し、結果的に応募株券等の総数が買付予定数の下限を下回る可能性については、本公開買付けのプレミアム水準に照らし、相当に低いと考えておりますが、何らかの理由により多数の応募株券等について応募の撤回が誘発され、本公開買付けへの応募株券等の数が買付予定数の下限を下回ることとなった場合には、公開買付者は速やかにその旨を公表し、その上で、応募株券等の数が買付予定数の下限（3,193,900株）に再度達した場合の公表、本公開買付期間を延長するために必要な手続の実施等の対応を行う予定です。

なお、公開買付者が、2023年7月18日付で、対米外国投資委員会(CFIUS)に対し提出しておりました、本株式取得についての申告(declaration)に関して、対米外国投資委員会(CFIUS)から、2023年9月27日付で、申告者に正式な審査を請求する通知(notice)を提出することを求めることも、本株式取得に関して正式審査を開始することも、行わない旨の回答を受けました。対米外国投資委員会(CFIUS)は、この種の申告(declaration)を受けた場合には、(a)申告者に通知(notice)を提出することを求める、(b)対象取引に関する正式審査を開始する、(c)対象取引を承認する、(d)上記(a)ないし(c)のいずれも行わない、のいずれかの対応を行う必要があるところ、上記回答は(d)の回答に該当します。上記回答は(c)ではありませんが、本日現在、対米外国投資委員会(CFIUS)から本取引について何か懸念がある旨の連絡を受けておらず、本公開買付けに関して影響が及ぶことはありません。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

【変更前】

公開買付者は、法令において定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法定期間よりも長期に設定することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

（中略）

さらに、公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限である3,193,900株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、当該時点から公開買付期間として10営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長することを予定しており、公開買付者は、これにより、対象者の株主に対して、本取引に対する賛否

の意思表示を行う機会と応募を行うか否かの判断の機会を分離して両機会を提供することになり、本公開買付けの強圧性を排除することを意図しています。

(後略)

【変更後】

公開買付者は、法令において定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を40営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法定期間よりも長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

(中略)

さらに、公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限である3,193,900株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、当該時点から公開買付期間として10営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長することを予定しており、公開買付者は、これにより、対象者の株主に対して、本取引に対する賛否の意思表示を行う機会と応募を行うか否かの判断の機会を分離して両機会を提供することになり、本公開買付けの強圧性を排除することを意図しています。公開買付者は、2023年9月14日から本公開買付けを開始しましたが、2023年10月27日付で、公開買付代理人である三田証券及び本公開買付けの復代理人であるマネックス証券株式会社からの報告により、応募株券等の総数(2023年10月27日11時時点)が4,282,223株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である3,193,900株に達したことを確認したことから、公開買付期間として本日から10営業日の期間が確保されるよう、本公開買付期間を2023年11月13日まで延長することを決定いたしました。

(後略)

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

【変更前】

2023年9月14日(木曜日)から2023年10月27日(金曜日)まで(30営業日)

【変更後】

2023年9月14日(木曜日)から2023年11月13日(月曜日)まで(40営業日)

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

【変更前】

2023年11月6日(月曜日)

【変更後】

2023年11月20日(月曜日)

以上